

保健所におけるデータバンクシステムについて

鈴木 和子

要 約

現在、母子保健事業は保健所において実施されているが、その実施過程において膨大な量の母子保健情報が生み出されている。現在では個々のケースの対応のためのみにとどまっているこれらの貴重な情報をコンピューターにデータバンクとして入力することにより、広く収集し、分析することによって、母子保健行政に方向性を与え、また母子保健と学校保健、成人保健、老人保健との連携を図ることができることとなる。

しかし母子保健データバンクシステムを作り上げるためには、解決されるべき多くの問題があることはいうまでもない。本稿は母子保健データバンクシステムを構築するうえでの問題点を、実際に事業執行にあっている保健所の立場から「母子管理カード」をめぐる問題点を始めとしていくつか指摘したものである。

見出し語：母子管理カード

1. はじめに

現在、保健所において実施されている母子保健事業は、各健診事業を始めとしてシステムとしては確立されており、それぞれの保健所において意欲的に実施されている。

母子保健事業を実際に行なっている各保健所には、母子保健に関する膨大なデータが存在している。それは主として「母子管理カード」という形で存在しているのであるが、それは個々のケース対応に活用されるにとどまり、学校保健、成人保健さらには老人保健等との連携は全く図られていないのが実情である。しかもこれらのデータは、文書としての保存年限（5年）を過ぎることによって廃棄されてしまっている。これらのデータを集め、データバンクとして構築し、長期にわたって記録保存しその有効利用を図ることが必要である。

しかし母子保健データバンクシステムを作り上げるためには、解決されるべき多くの問題があることはいうまでもない。以下、母子保健データバンクシステムを構築するうえでの問題点を、実際に事業執行にあっている保健所の立場から「母子管理カード」をめぐる問題点を始めとしていくつか指摘することとする。

2. 母子管理カードの統一化

先に述べたように保健所における母子データは「母子管理カード」という形で存在しているのであるが、その様式は各区、各市町村によって異なっているのが実情である。したがってそこに盛り込まれているデータもそれぞれの区市町村によって微妙に異なっており、この点がシステムを構築していくうえでまず問題となるであろう。データをとりまとめデータバンクとし

東京都大田区蒲田保健所

て構築するのであれば、何よりもまず、その基礎となるデータの統一を図ることが必要であることはいうまでもない。従って現在、それぞれの保健所において使用されている母子カードを比較検討し、その統一を図る必要がある。

3、母子管理カードと入力カードの共通化

この「母子管理カード」は、保健所において事業を進めていくうえで必要不可欠のものである。現場においてはケースとの接触（健康診査時、相談時、支援時）に際しては、このカードにより、ケースとカードを対比させる形で過去の記載を参考としつつ、必要事項を新たに記入するという形で進めて行くのである。したがってこのカードは専らそうした観点からのみ作られており、その記載事項をデータとして電算入力することを全く予想していないのである。したがって管理カードをもとに直接入力することは極めて困難である。しかし入力のために別個の入力カードを作成することは現実的ではないである。そこで母子管理カードと入力カードの互換性、統一性を図ることが必要となる。入力カードと同一のカードを現場で使用することによって必要なデータをもれなく収集することができ、情報の欠落を防止できることとなる。

4、入力すべきデータについて

保健所において母子に関するデータを入手し得る機会としては、①妊娠届、②出産時状況、③新生児期、④新生児訪問、⑤3、4ヵ月児健診、⑥6、9ヵ月児健診、⑦1歳半児健診、⑧3歳児健診、⑨経過観察健診、⑩発達クリニック、⑪療育相談、⑫訪問などがある。

蒲田保健所の例では、ケースによって差があることは当然であるが最高28回の接触・支援・指導等の機会がある。この機会に得られる情報をできるだけきめこまかに入力することが必要である。1回の機会にデータとして入力し得るデータは少ない場合もあろうが、こうしたデータをもれなく入力することによってデータベースの精度と有用性が高まり、利用価値が大きくなるであろう。また、母子保健事業を行なっていく過程で得られる情報は、母子保健統計の基礎資料として何ものにも換えがたい貴重な資料である。現在は国や都に対する母子保健報

告として事業にかかる集計データを報告しているが、分類集計に際し、客観性ある基準がないこともあって必ずしも正確とはいえないのが実情である。またこれに関する集計・分析も十分に行なわれてはいない。

データバンクシステムを構築するにあたっては、入力項目を十分検討し、客観性ある正確なデータが得られるようにすべきである。

5、データの出力について

母子保健データベースからの情報の出力については、各保健所において利用しやすい形で行われるように配慮されなければならない。

データバンクができることによって、保健所にとっても今後の事業指針の決定、保健情報の集計分析、地区診断、さらには縦断的に個々のケース対応にも役立つことが考えられる。

そのためには、出力については区市町村単位保健所単位でのデータ出力が可能であるようにすべきである。また個々のケースを特定して入力・出力が可能なものではなければならない。センターにおいては個人の特定は必要ではなく、生年月日と性別程度で足りるであろうが、このデータを各保健所において日常の業務に活用するためには特定が必要である。もちろんその際には個人のプライバシー保護については十分な配慮が必要である。これは既に結核サーベランスシステムにおいて行われているところである

6、まとめ

母子保健データを、データバンクとしてコンピュータに入力することは、今後の保健情報の集計、地域の診断、個々のケースへの対応、情報の長期的な保存などのためぜひとも必要である。しかしながらその実現のためには解決しなければならない問題が多い。「母子管理カード」の見直しを行ない、その共通化を図り、そして入力カードとしても利用できるような形に整理、統一することなどは第一に取り組むべき課題である。

時々刻々と発生する母子保健情報を無駄にすることなく、有効に利用していくことが今後の衛生行政にとって何よりも必要なことであると考えられる。



検索用テキスト OCR(光学的文字認識)ソフト使用

論文の一部ですが、認識率の関係で誤字が含まれる場合があります



要約 現在、母子保健事業は保健所において実施されているが、その実施過程において膨大な量の母子保健情報が生み出されている。現在では個々のケースの対応のためのみにとどまっているこれらの貴重な情報をコンピューターにデータバンクとして入力することにより、広く収集し、分析することによって、母子保健行政に方向性を与え、また母子保健と学校保健、成人保健、老人保健との連携を図ることができることとなる。

しかし母子保健データバンクシステムを作り上げるためには、解決されるべき多くの問題があることはいうまでもない。本稿は母子保健データバンクシステムを構築するうえでの問題点を、実際に事業執行にあっている保健所の立場から「母子管理カード」をめぐる問題点を始めとしていくつか指摘したものである。